

○厚生労働省告示第五百三十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）の一部を次のように改正し、平成二十一年一月一日から適用する。

平成二十年十一月二十八日

厚生労働大臣 舛添 要一

第八の三十一の二の(1)に次のように加える。

八 財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。

第八の三十二の(1)に次のように加える。

ホ 財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。

第十一に次のように加える。

七 平成二十年十二月三十一日において現にハイリスク妊娠管理加算又はハイリスク分娩管理加算を算定する保険医療機関については、平成二十一年三月三十一日までの間に限り、第八の三十一の二の(1)の八又は第八の三十二の(1)のホに該当するものとみなす。